

人権教育基本方針

人権教育推進プラン



令和 8 年 (2026 年) 9 月

泉大津市教育委員会

人権教育基本方針

国連は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948年に世界人権宣言を採択して以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ子どもの権利条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

こうした取組みの中から、1994年第49回国連総会において、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造をめざす「人権教育のための国連10年」が決議された。

我が国は、日本国憲法を施行して半世紀、憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取組みを進めてきた。しかし、我が国固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また、女性、障がい者、高齢者、子ども、在日外国人に係る人権問題等をはじめ様々な人権問題が存在している。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものであり、様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務でもある。すべての人々が、自ら積極的に考え、行動することが、こうした人権が尊重される社会をつくるために必要である。

このことは、人々のたゆまない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、国際人権規約及び子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法並びに大阪府人権尊重の社会づくり条例、泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例等の精神にのっとり、泉大津市の教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定める。

- 1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成をめざして、教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- 2 人権問題が社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題であることを踏まえ、その実態の把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己表現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 3 市民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。
- 4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図る。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。

人権教育推進プラン

I 人権教育推進方向

我が国は、日本国憲法の施行後、憲法の保障する基本的人権の確立に向けた各種の法律や制度の整備を進めるとともに、国際人権規約をはじめ子どもの権利条約等さまざまな条約を結び、国際社会の一員として具体的な取組みを進めてきた。

泉大津市でも「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」「人権教育のための国連10年泉大津市行動計画」等を策定し、あらゆる差別の解消を図り、心豊かな社会の実現をめざし人権教育に取り組んできた。

しかしながら、我が国においては、今なお、様々な人権問題が存在しているため、以下の視点に立ち人権教育を推進するものとする。

人権問題を解決し、あらゆる差別のない社会を形成するためには、基本的人権を尊重することの重要性や、人間の尊厳に対する認識が社会に浸透することが重要である。また、多様な価値観を持つ人々が互いに相手の立場を理解して友好関係を保つことや、すべての人々が社会に主体的に参加できることも重要であり、これらの基礎を培うものとして人権教育を推進する。

人権教育は、21世紀の国際社会の平和と繁栄を築いていくためにも、地球環境保全の取組みや、互いの異なる文化を理解し、認め合って共に生きる取組みの基礎となる広がりを持った課題であるとの認識のもとに推進することが必要である。

人権教育を実効あるものとするためには、それぞれの人々がそこで学んだ内容を知識・理解の段階にとどめるのではなく、自分自身の行動原理や態度として身につけ、日常生活での様々な出来事を通じて人権問題について自ら積極的に考え、実践することを目標として人権教育を実施することが重要である。また、その発言や行動等が他者に受容されるために必要な技術・技能を併せて習得できるよう実施することが必要である。

さらに、人々が、自らが権利の主体であると同様に他者も権利の主体であることを認識した上で、それぞれの権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざして、人権教育を推進することが重要である。

学校教育及び社会教育において、このような人権が尊重される社会づくりの基礎を形成することをめざし、人権教育を、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3つの側面から、また、それらの側面を複合した教育として推進する

【子どもの人権についての教育】

子どもの人権については、仲間はずしや言葉・暴力によるいじめ、インターネットを通じて行われるいじめによって、時には命に関わる深刻な状況も生み出されており、薬物乱用、自らの命を軽んじる行為等の問題も生じている。また、家庭における子どもの虐待など、子どもの健やかな成長が阻害される問題が顕在化しており、学校における体罰も根絶されていない。さらに、不登校、高校中途退学等教育を受ける権利の保障という観点からの問題もある。

これらの課題に対するため、学校教育において、子どもの人権意識の高揚に努めることが重要であり、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要がある。そのために、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持ち、すべての教育活動が子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。

家庭における子どもの虐待等については、「泉大津市児童虐待防止ネットワーク（泉大津市要保護児童対策地域協議会）」において学校園と関係諸機関との連携のもと、早期発見と解決に向けて取組みを進めている。

【同和教育】

我が国固有の人権問題である同和問題は、人間の自由と平等に関する重大な問題であるという認識のもと、その解決は国民的課題として取り組まれ、生活環境の改善をはじめとする物的基盤整備では着実に成果をあげてきた。しかしながら、依然として差別意識の解消が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

本市では、教職員の同和問題についての認識と理解を深める研修を進めるとともに、すべての人々の人権意識を高めるために、学校園、地域社会で人権啓発冊子の配布や講演会などを実施している。今後もあらゆる機会を通じて啓発に努めていかなければならない。

【男女平等教育】

女性の人権については、両性の平等の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」などの各種の法律や制度の整備が図られてきた。しかしながら、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、男女平等の実現を阻む原因となっている。

本市においては、「泉大津市男女共同参画推進計画 ～にんじんプラン～」等に基づき取組みを進めているが、男女平等を実現するためには、性別にとらわれず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方が選択できることが重要である。そのためには、固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭するよう、すべての教育活動について点検し、見直していく必要がある。

【障がい者理解教育】

障がい者を取り巻く社会環境においては、障がい及び障がい者に関する正しい理解と認識の不足から、物理的な面、制度的な面、文化・情報面及び意識の面での障壁などの問題がある。

障がい者が一人の人間として尊重され、意欲やニーズに応じて社会に参加できる機会が平等に確保されることが重要であり、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築が求められている。

学校教育においては、障がいのある子どもがその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活を送ることができるよう、きめ細やかな教育を推進する。その際、障がいのある子どもと障がいのない子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことの意義を十分踏まえ、交流及び共同学習を積極的に推進する。また、障がいのある子どもを学校全体で受け止めるとともに一人ひとりの障がいの状況に応じた教育が行えるよう、適切な合理的配慮を提供し、すべての学校園における教育及び教育環境の充実を図ることが重要である。

【福祉教育】

一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるよう、学校園においては、すべての人が尊重され、共に支え合う「共に生きる力」を育てることをめざす福祉教育を人権教育の一環として取り組む必要がある。

子どもたちは、学校園において、高齢者や障がいのある人との出会いとふれあい体験を通じて生命の尊厳や生

き方についてじかに学び、それぞれの立場や心情を思いやり、互いに支え合うことの大切さを学んでいる。

今後さらに、少子高齢が進む中、すべての子どもが心豊かな生活を営めるやさしい社会づくりの担い手となるよう、福祉体験やボランティア活動を促す教育が期待される。

【在日外国人・国際理解教育】

府内には、歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く生活しており、近年国際化の進展に伴い人々の交流が進み、新たな渡日者も増加している。日本に住む外国人の人権については、しだいに理解が深められてはいるが、言語、文化、習慣、価値観等についての理解が不十分なことから起こる偏見や差別等の人権問題がある。

学校園においては、「在日外国人教育に関する指導の指針」及び「在日外国人に関わる教育における指導の指針（大阪府教育庁）」を基に、すべての子どもが互いの国の文化や歴史などを理解することにより、違いを認め合い、共に生きる真の国際化をめざした教育を推進することが重要である。

在日外国人教育については、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、一人ひとりの子どもが将来の進路を自ら選択し、自己表現を図ることができるよう適切に指導する必要がある。

また、在日外国人の子どもが本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立にかかわる事柄であることから、子どもが自らの誇りと自覚を高め本名を使用できるよう環境づくりを進めるとともに、在日外国人の子どもを学校全体で受け止め、すべての子どもがそのことを理解できるよう教育を進めることが重要である。

さらに、在日外国人の子どもで、近年日本に新たに来た子どもたちの中には日本語の習得が不十分であるため、日常の学習活動に支障をきたす人もおり、教科指導と連携した日本語習得のための指導を行うことも重要である。

現在、本市にも在日韓国・朝鮮人をはじめ多くの外国人が在住しており、今後も国際化は進展していくものと考えられる。

【性の多様性教育】

性的マイノリティの人権については、性的指向・性自認の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは言えず、いじめや差別の対象とされやすい現実がある。

今後は、子どもが性的指向及び性自認の多様性について正しく理解できる取組みを推進するとともに、子どもの心情に配慮した環境や、相談しやすい体制づくりを整えることが重要である。

Ⅱ 施策の基本方向

【学校園教育】

人権教育を進めるにあたっては、人権及び人権問題について理解を深め、自らの問題として考え判断し、社会の一員としての責任を自覚し行動する、豊かな人権感覚を持った人間の育成をめざして行うことが必要である。

各学校園において、人権教育を効果的に推進するために、指導者である教職員が、豊かな人権感覚・意識を持ち、地域や子どもの状況等を踏まえながら、教科・領域・総合的な学習の時間等のカリキュラムの中に人権教育を

位置づけ、体系的な人権学習に取り組むことが必要である。このため、大阪府教育委員会の「人権学習プログラム」を参考とし、また、プログラムに対応した教材の充実に努める必要がある。

【学校・家庭・地域社会の連携】

子どもに豊かな人権感覚を育み、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる力を育成していくためには、学校とともに家庭や地域社会の果たす役割が重要である。幼い頃から身近な人や物とのかかわりを通して、生命尊重の感性を培い、基礎的な人間関係を形成していく資質を育むうえで家庭の果たす役割は大きい。また、子どもが様々な人々と出会い、体験を重ねる上で地域社会の果たす役割も重要である。

このため、学校と家庭、地域社会が連携・協働し、それぞれの活動を子どもを中心として活性化することにより、地域社会における総合的な教育力の向上をめざすことが重要である。

(1) 学校・家庭・地域社会の連携

学校が、家庭、地域社会との連携を進めるためには、学校が家庭や地域社会に対し情報提供するとともに、家庭、地域社会からの意見や要望に対して、十分な説明のもと、その信頼にこたえる学校運営に努める必要がある。

子どもが地域社会の様々な人々と交流し、いろいろな体験をすることは、他人への思いやりや他人を尊重する態度の育成にとって有効である。また、社会の変化や人権問題の多様な広がりに対応するため、地域社会の人材・能力を効果的に活用して、時代の変化に即した人権教育を行っていくことが必要である。

そのためには、地域教育力のネットワーク化を図り、家庭と地域社会の教育機能が学校の教育機能と協働し、地域の総合的な教育力の向上に努めることが重要である。

(2) PTAとの連携

子どもが人権問題についての正しい理解を深め、豊かな人権感覚を培う上で、学校と家庭や地域社会との懸け橋となるPTAの果たす役割は大きいものがある。このため学校は、学校における人権及び人権問題に関する教育上の課題等についての情報をPTAに積極的に提供し、保護者と教職員が十分意見交換を行い、それらを学校運営に反映していくことが必要である。

また、PTAが人権教育について、学校・家庭・地域社会の連携した活動に積極的な役割を果たすことができるよう、人権啓発委員会等の組織体制の整備に努めるよう働きかけるとともに、PTA活動の活性化をめざし、各種人権研修会等への参加を促し、情報の提供に努める。